

令和3年度 対馬市農業委員会第3回総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月27日(火) 午前10時00分から午前10時40分

2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2階 議場

3. 出席委員

・農業委員 (12人)

1番 永留正司	2番 桐谷善明	3番 太田深雪
4番 阿比留なみ恵	5番 杉原要	6番 波田裕一郎
7番 初村重政	8番 岡村高史	9番 春日亀優
11番 戸田耕助	13番 春日亀智恵子	14番 畑島孝吉

・農地利用最適化推進委員 (2人)

阿比留輝夫 宮原安典

4. 欠席委員 (2人)

10番 小宮一人司 12番 松村英二

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第8号 農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第1回)

議案第9号 農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第1回)

第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長

主 藤 公 康

農業委員会事務局局長補佐

永 留 潤 也

農林水産部農林しいたけ課課長補佐

築 城 貴 憲

中対馬振興部地域振興課主事

阿比留 直 樹

上対馬振興部地域振興課主事

小茂田 史 士

7. 会議の概要

議 長

おはようございます。

ただ今から、令和3年度、対馬市農業委員会第3回総会を開会致します。

現在の農業委員定数は14名、本日の出席者は12名でございます。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。

なお、農地利用最適化推進委員2名も出席でございます。

それでは、対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。それでは、3番の太田深雪委員、6番の波田裕一郎委員にお願いを致します。

議事日程第2、会期についてお諮りします。お手元に配布しております日程のとおり、本日、1日にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、本日、1日と致します。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び局長補佐を指名致します。

次に議事日程第4、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。

今回は3件の申請でございます。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の1ページをお開き下さい。

議案第5号、「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、〇〇市〇〇町の〇〇さんから〇〇町〇〇の〇〇さんに、〇〇の畑1筆、136平米を贈与するものであります。なお、経営面積は10,775平米でございます。

番号2は、〇〇町〇〇の〇〇さんから〇〇町〇〇の〇〇さんに、〇〇の田2筆、1,514平米を売却するものであります。なお、経営面積は7,319平米でございます。

2ページをお開き下さい。

番号3は、〇〇町〇〇の〇〇さんから同地区の〇〇さんに、同地区の畑1筆、601平米を売却するものであります。なお、経営面積は9,443平米でございます。以上で説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、番号1につきまして地元委員の補足説明をお願い致します。

(4番 委員挙手)

4番 阿比留なみ恵委員

7月19日に譲受人の〇〇さん、中対馬振興部の担当と私で現地を確認しました。譲渡人の〇〇さんは、譲受人、〇〇さんのおじさんにあたり、譲渡人が現在〇〇在住の為に所有農地を耕作することが困難であることから、贈与により経営移譲されることになりました。

経営移譲後の耕作の計画としては、芋、牧草、蕎麦などを栽培されるということです。

何ら問題ないと思われまますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

次に、番号2について、補足説明をお願い致します。

(8番 委員挙手)

8番 岡村高史委員

7月20日に申請者からの〇〇さんの奥さんと農林しいたけ課の築城さんと私とで現地確認を致しました。

今回の申請は、譲渡人の〇〇氏から譲受人の〇〇氏へ売買で所有権を移転するものです。

申請地は、〇〇診療所付近にある農地で、現在は、譲受人の〇〇氏が水稻を作付けしております。

譲受人の〇〇さんは、水稻と野菜を約7反ほど栽培している農家であり、今後、農地の保全、管理は適切になされると思われまますので、今回の申請は何ら問題ないと判断致しました。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

次に、番号3につきまして、補足説明をお願い致します。

(24番 推進委員挙手)

24番 阿比留輝夫推進委員

番号3についての補足説明を致します。

7月21日に私と上対馬振興部の小茂田さん及び譲渡人である〇〇さんと現地での確認を行いました。

今回の申請は売買による所有権移転の3条申請になります。

申請地は譲渡人の〇〇さんが耕作農地として利用していましたが、所有権移転後は、譲受人である〇〇さんが耕作をしていくそうです。

以上、噴出する課題等はないと思われまますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。これから質疑に入ります。

質疑は有りませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

採決します。

議案第5号の番号1について、原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

全員賛成でございます。

番号1は原案のとおり許可することに決定致しました。

次に、番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願い致します。

全員賛成でございます。

番号2は、原案のとおり許可することに決定致しました。

次に、番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願い致します。

全員賛成でございます。

番号3は、原案のとおり許可することに決定致しました。

次に、議案第6号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。

今回は1件の申請でございます。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の3ページをお開き下さい。

議案第6号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、〇〇町〇〇の申請者、〇〇さん所有の、同地区の畑1筆、220平米を住宅用地に転用するものであります。

位置図、付近見取図、現況写真、土地利用計画図等を4ページから11ページに添付しておりますので、ご参照ください。以上で説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、番号1につきまして、地元委員の補足説明をお願い致します。

(28番 推進委員挙手)

28番 官原安典推進委員

上対馬は北部地区を担当しております宮原です。

番号1について補足説明を致します。

先週は7月の19日、月曜日に、私と上対馬振興部は小茂田さん、申請者である〇〇さんとの現地確認と、申請に至った説明を受けました。

まず、農地の転用は、現在、母と居住する住居が雨漏りが頻発し、また、老朽化も著しく、時代感覚で、現代的には使い勝手と言いますか、住み心地も悪くなってきた為、新たな住居を新築し、転居するとのことでした。

農地法第4条第1項の申請者であり、農地所有者でもある所有者の〇〇さんは、現在〇〇歳ですが、〇〇高校の〇〇であります。現在の畑の耕作は、母が主体的にやっているとのことでした。

これから先、将来的な予定は分からない、まだ決めてないとのことですが、とりあえずは、母が元気なうちは、資料10ページの〇〇番地の〇の隣接地の〇〇番地の農地所有名義は、母名義です。この〇〇番地も含めて、残りの農地面積、農地耕作面積で二人分の季節の家庭用野菜畑としては充分とのことでした、現状維持はしたいとのことでした。

以上のような状況と経過をご理解いただき、今回の申請に対して、ご審議の程よろしくお願ひ致します。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。これから質疑に入ります。

質疑は有りませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

採決します。

議案第6号の番号1について、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成でございます。

番号1は、許可相当とし、県知事に進達することに決定致しました。

次に、議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

今回は1件の申請でございます。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の12ページをお開き下さい。

議案第7号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、〇〇町〇〇の〇〇さんから同地区の〇〇さんに、同地区の田1筆、265平米を、売買による所有権移転及び、住宅用地と駐車場用地に転用するものであります。

位置図、付近見取図、現況写真、土地利用計画図 等を13ページから21ペ

ージに添付しておりますので、ご参照ください。以上で説明を終わります。
ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、番号1につきまして、地元委員の補足説明
をお願い致します。

(8番 委員挙手)

8番 岡村高史委員

議案第7号についてご説明致します。

7月20日に代理人の〇〇さんと農林しいたけ課の築城さんと私とで現地を確認
致しました。

申請地は、〇〇町〇〇の〇〇住宅と〇〇保育所に挟まれた住宅地にある農地で、
現在は雑草が繁茂している状況です。

去る令和3年2月の農業委員会の折に住宅用地の一部転用の協議をいただいた
土地の一部で、今回も前回と同様に住宅用地として転用するものです。

周囲の住居及び農地に対しては、被害防除対策・排水対策をする計画でありま
す。

また、譲渡人の〇〇さんは、〇〇と〇〇を行き来して生活されている方で、今
後も耕作の予定は無い為、申請について問題はないと判断致しました。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。これから質疑に入ります。
質疑はございませんか。

有りませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

採決します。

議案第7号の番号1について、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方
の挙手をお願いします。

全員賛成でございます。

番号1は、許可相当とし、県知事に進達することに決定致しました。

次に、議案第8号「農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第1回)」
を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の22ページをお開き下さい。

議案第8号、「令和3年度 農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第
1回)」でございます。

農地中間管理事業において、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に

基づき、申し出があった農用地利用集積計画について審議のうえ、利用集積計画の定めるところによる利用権設定に対し決定の必要があり、提案するものであります。

利用権設定の件数は67件で、内訳は、貸し手67人、借り手1人でございます。

農地の内訳は、田が236筆、面積210,322平米、畑が86筆、面積64,393.14平米、合計筆数322筆、合計面積274,715.14平米でございます。

なお、別添資料1に、計画案件を一覧表にまとめておりますので、ご参照ください。以上で説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、次に、農林しいたけ課の説明をお願い致します。

(農林しいたけ課 築城課長補佐挙手)

農林しいたけ課 課長補佐

私の方から説明をさせていただきます。

こちら、プロジェクターの方で説明させていただきますので。

私の方から説明をさせていただきます。

まず、別添の資料1の1ページの方をめぐっていただきたいと思います。

農地利用集積計画をお開き下さい。

今回、令和3年度第1回目としまして、提出をしております番号1、2が〇〇地区の2戸、番号3、番号3が〇〇地区の1戸、番号4から15が〇〇地区の12戸、番号16から22が〇〇地区の7戸となっております。番号23、こちらが〇〇地区の1戸です。番号24、〇〇地区1戸、番号25から27、こちらが〇〇地区3戸です。番号28から番号飛びまして53まで、53までが〇〇地区の26戸です。番号54から60が〇〇地区7戸です。番号61、62が〇〇地区の2戸です。番号63から65が〇〇地区の3戸です。番号66、67が〇〇地区の2戸となっております。

今回合計12地区67戸322筆、面積274,715.14平米を長崎県農業振興公社に集積するものです。

ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、農林しいたけ課の説明が終わりましたのでこれから質疑に入ります。

(6番 委員挙手)

6番 波田裕一郎委員

築城補佐にお伺いしますが、番号24の〇〇町〇〇の〇〇氏の分ですが、この、賃貸10アール当たり3千円というのは、書いとる通りに取り決めは終わっとるのでしょうか？

議 長

(農林しいたけ課 築城課長補佐挙手)

農林しいたけ課 課長補佐

波田委員の質問にお答え致します。

一応、契約する中でこの中間管理事業は借り手との契約はありきのものになっておりまして、この3千円というのは貸し手借り手の中で双方の話し合いが出来て、設定をしております。

議 長

(6番 委員挙手)

6番 波田裕一郎委員

この土地は〇〇地区でも中央部に位置する所でありまして、放棄地の可能性がちょっと有ったもので、今回ちょっとほっとしています。

どうもありがとうございました。

議 長

他に質疑有りませんか。

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

採決します。

議案第8号について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成でございます。

本案件は、原案のとおり承認することに決定致しました。

次に、議案第9号「農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第1回)」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の24ページをお開き下さい。

議案第9号、「令和3年度 農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第1回)」でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条の規定に基づき、対馬市長から意見を求められているため、本委員会の意見を決定するものであります。

権利の設定を受ける者は19人でございます。農地の内訳は、田が247筆、面積224,349平米、畑が97筆、面積72,208.14平米で、合計筆数344筆、合計面積296,557.14平米でございます。なお、別添資料2に、利用権設定を受ける対象者ごとに整理しておりますので、ご参照ください。以上で説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、次に、農林しいたけ課の説明をお願い致します。

(農林しいたけ課 築城課長補佐挙手)

農林しいたけ課 課長補佐

私から説明をさせていただきたいと思います。別添資料2をご覧ください。議案の方は24ページとなります。

今回令和3年度第1回目といたしまして、農地利用配分計画案を提出しております。13地区、22戸、344筆、取り扱い面積296,557.14平米でございます。

プロジェクターの方を見ていただきたいんですけども、先程、権利を受ける者は19人とありますけども、各地区にまたがっている人がおりまして、合計は延べの22戸と記載させていただいております。

①、プロジェクターで説明させていただきます。①〇〇地区、受け手1戸、筆数は6筆、8,514平米、②〇〇地区、1戸、2筆、5,255平米、③〇〇地区、4戸、78筆、57,583平米、④〇〇地区、4戸、39筆、27,252平米、⑤〇〇地区、1戸、5筆、5,165平米、⑥〇〇地区、1戸、11筆、13,996平米、⑦〇〇地区、1戸、10筆、6,968平米、⑧〇〇地区、2戸、111筆、95,401平米、⑨〇〇地区、1戸、24筆、21,395平米、⑩〇〇地区、1戸、22筆、18,202平米、⑪〇〇地区、2戸、27筆、22,720.14平米、⑫〇〇地区、2戸、6筆、8,730平米、⑬〇〇地区、1戸、3筆、5,376平米、計の13地区22戸344筆296,557.14平米となっております。

それぞれの地区について、ちょっと説明をさせていただきます。プロジェクターの方をお願いします。

こちらが別添資料2の1ページ、整理番号1番、〇〇地区の買い手、〇〇さんの図面となっております。出し手が2戸、6筆、8,514平米となっております。

続きまして、整理番号2番の〇〇地区の図面となっております。出し手、1戸、2筆、5,255平米、受け手は〇〇氏となっております。

続きまして、整理番号3から整理番号6まで、こちらが、〇〇地区となっております。受け手のほうは4名おりまして、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏の4名です。出し手12戸、78筆、57,583平米でございます。

次に整理番号7から10までが〇〇地区となっております。買い手は、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏の4名です。出し手7戸、39筆、27,252平米でございます。こちらの図面も同じく〇〇地区の図面となっております。

続きまして、整理番号11番、〇〇の分となっております。こちらは地区がまたがっておりまして、まず、〇〇の〇〇地区、〇〇町の〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区、〇〇の〇〇地区となっております。

まず図面のほうは、〇〇地区の図面となります。出し手1戸、5筆、5,165平米となっております。

こちらは〇〇地区の図面となっております。出し手25戸、107筆、85,303平米です。

同じく〇〇地区の図面となっております。

続きまして〇〇地区の図面になります。出し手は7戸、24筆、21,395平米です。

同じく〇〇地区の図面になります。

続きまして〇〇地区の図面になります。出し手2戸、22筆、18,202平米です。

次は〇〇地区の図面になります。出し手3戸、6筆、8,730平米。

まず、ページめくっていただきまして、整理番号19番、21ページ、最後のページですね。〇〇氏の受け手となる図面の、3筆分の図面となっております。

こちら同じく、〇〇地区の図面になります。こちらは、資料戻っていただきまして、整理番号16番、〇〇氏が借り受ける3筆、3,538平米の図面となっております。

続きまして、〇〇地区の図面になります。こちらは、戻っていただきまして、整理番号11番、〇〇の中にある〇〇地区の2筆の図面となっております。色が中央に塗ってあります、柿色と青で塗ってありますけども、柿色の部分が11番の会社です。青い部分、こちらが整理番号14番、居村氏の2筆の図面も含まれております。

続きまして、〇〇地区の図面になります。出し手6戸、27筆、22,720.14平米でございます。こちら整理番号11番の会社の分が10筆、それと、整理番号15番の〇〇氏、それと18番、同じく〇〇氏、こちらは、18番は再配分となっております、〇〇氏が合わせて17筆となっております。

同じく〇〇地区の図面です。

次に整理番号、戻っていただきまして、17ページ12番、〇〇地区の図面になります。受け手は〇〇氏、出し手1戸、11筆、13,996平米でございます。

続きまして、ページめくっていただきまして13番、整理番号13番、〇〇地区になります。受け手は〇〇氏、出し手3戸、10筆、6,968平米でございます。

最後になります。整理番号17番、こちらは、〇〇地区になります。受け手は〇〇氏、こちら再配分となっております。出し手2戸、3筆、5,376平米でございます。説明は以上になります。

よろしくご審議いただきますよう、お願い致します。

議 長

ただ今、農林しいたけ課の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

採決します。

議案第9号について、承認することに賛成の方の、挙手をお願いします。全員賛成でございます。

本案件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議事日程 第5、「その他」の事項ですが、何か御座いませんか。

(無しの声あり)

ご意見、ご質問が無いようですので、本日の日程を終了したいと思います。

本日は、提案されました議案を、慎重にご審議いただき、ありがとうございました。

閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今年は例年より梅雨明けが早く、梅雨明け以降、暑い日が続いております。

これから更に、暑さも厳しくなってくると思われまますので、農作業や利用状況調査など、作業をされる際には、こまめに水分を補給され、熱中症予防に努めていただきたいと思います。

また、連日、報道されておりますように、新型コロナは、いまだに収まらず、規制を緩めれば感染者が増えるような状況です。

これから、お盆を迎え、他の人と接触する機会も多くなり、感染リスクも高くなっていくと思われまます。

予防接種が終わった方も、知らないうちに他人に感染させる恐れが有る、とのことですので、引き続き、マスク、手洗い、三密を避けるなどの、感染の防止に心がけていただきたいと思います。

以上をもちまして、対馬市農業委員会第3回総会を閉会と致します。

どうもお疲れ様でした。